

東京都行政書士会北支部広報

あ す か

第41号

2019年6月1日発行

発行人 溝口庸一

編集人 吉村信一

北区赤羽西1-5-1-606

電話 03-5963-7437

FAX 03-5963-7430

平成30年度法教育実施報告

平成30年度の北支部の法教育出前授業も無事に終わりました。

平成最後の年度の法教育出前授業は累計8校、19クラスの児童・生徒の皆さんに実施することができました。

北支部の法教育は、学校の環境、学年・クラスの課題、児童・生徒の日常・発達段階を踏まえた内容になるように、担当教諭との打ち合わせを通じて指導案を作成しています。

同一のテーマでも、担任教諭との打ち合わせを踏まえた授業を行っているため同じ内容の授業はなく、これは、平成21年に初めて西浮間小学校で法教育出前授業を実施したときから変わらない北支部伝統のスタイルと言えます。

今年度は、初めて法教育出前授業を実施してから10年という節目の年にあたります。10年という時の経過の中で北支部発信で草の根的に始まった行政書士による法教育も、他支部や他の道府県でも実施されるようになり、今では全国的な広まりを見

せています。

この10年間、法教育出前授業の実施にあたり、ご指導ご協力を賜りました皆様に心からの感謝を申し上げますとともに、この流れが確かな本流となるよう今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

(法教育推進委員会委員長 山本恵美子)



平成30年度法教育実施概要

次ページで事例をご紹介します

実施日	学校・学年	講師	授業内容
平成30年 10月9日	柳田小学校 3年生1クラス	山賀良彦 (北支部)	自転車のルールを学ぶことを通じて、ルールには目的があることを児童に伝える授業を実施。
平成30年 12月12日	桐ヶ丘郷小学校 6年生3クラス	帆秋啓史 (北支部)	「マンションにおけるペットのルール」を題材に、合意形成の過程ときまりの意義を学ぶ授業を実施。
平成30年 12月14日	桐ヶ丘郷小学校 4年生2クラス	窪田信男 (大田支部)	自転車のルールを学ぶことを通じて、ルールには目的があることを児童に伝える授業を実施。
平成31年 2月2日	なでしこ小学校 6年生3クラス	吉村信一 (北支部)	児童に身近な「赤羽公園」を題材に、公園にもルールがあること、そしてルールには目的があるという法解釈を児童に伝える授業を実施。
平成31年 2月7日	西浮間小学校 6年生3クラス	立川悦史 (北支部)	「マンションにおけるペットのルール」を題材に、合意形成の過程ときまりの意義を学ぶ授業を実施。
平成31年 2月7日	浮間小学校 6年生3クラス	光永謙太郎 (行政書士ADRセンター 東京)	「マンションにおけるペットのルール」を題材に、合意形成の過程ときまりの意義を学ぶ授業を実施。
平成31年 3月2日	田端小学校 6年生2クラス	大塚大 (世田谷支部)	「おじゃる丸」の著作権に関するアニメを参考に著作権の基礎を学ぶ授業を実施。
平成31年 3月15日	神谷中学校 3年生2クラス	寺島朋弥 (豊島支部)	18歳で成人を迎える世代の生徒に対して、消費者問題を取り上げ、事例についてグループ討論を通じて考える授業を実施。



共に生きる社会～みんなが満足する『きまり』～（桐ヶ丘郷小6年）

平成30年12月12日（水）、北区立桐ヶ丘郷小学校において、6年生3クラスを対象に共に生きる社会～みんなが満足する『きまり』をテーマに法教育出前授業の講師を務めさせて頂きました。

児童は4年生の時に法教育を受けており、その際にはルール（きまり）はなぜあるのか、日常生活の中からルールの存在に気づき、理解して行動する気持ちを育てることを目的として授業を行いました。6年生ではそこから更に進んで、社会の中で問題を解決するためのきまりを考え、異なる意見がでた場合にどうすればみんなが満足するきまりを作ることが出来るのか、議論を通じ、異なる意見の根底にある価値を顕在化させ、意思決定において、相互の意思の一致を図る合意形成について考えてもらう授業を行いました。

児童には、あるマンションでペットを飼いたい住民Aさんと飼って欲しくないBさんを例に、どのようなきまりを作ればお互いが満足して生活を送れるのか考えてもらいました。

両者が満足するきまりを作ることには大人でも難しいですが、児童ならではの柔軟な発想で様々な意見を出してくれました。

まとめに「きまりを作るにはまず相手の意見を考えることが大事であり、同じくらい自分の意見も大事、だから自分と相手、どちらの意見も大切にしよう」という思いを児童へ伝えました。

児童の書いた感想文には「相手の意見もちゃんと聞いてから、自分の意見もちゃんと伝えること

の大切さを学んだ。」との感想が多く見られましたが、「いつも話し合いの時は相手のことばかり考えて自分の意見を言えないが、今日は自分の意見を言えて良かった。」との感想もありました。自分の意見を伝えることが苦手な児童もいる中、普段は意見を言えないが、今日は話せてよかったとの感想があったことは、各班にグループリーダーとして児童達の話合いに参加頂いた先生方のお力だと感じました。講師を務めさせて頂き、児童の皆さんには授業で学んだことをこれからの生活にも活かしてもらいたいと願っておりますが、私自身も普段の業務で相手の話を聴くことの大切さを改めて感じました。

今後も児童・生徒に法を身近に感じ、活かしてもらえようような授業を実践していきたいと考えております。

（法教育推進委員会委員 帆秋啓史）



～新築竣工した校舎で法教育出前授業を実施～（なでしこ小6年）

平成31年2月2日（土）北区立なでしこ小学校において、6年生3クラスを対象に法教育出前授業を実施致しました。

今年も例年通り、法教育推進委員会の吉村信一副委員長を講師に、身近な赤羽公園のルールを自分たちで考えるというワークショップを行いました。「きまりがあるのは何のため」という視点で考えると、子どもたちが自分で考えた公園のきまりも、大人が考える法律も共通する点が多いことを知ってもらい、ルールや法律は自分たちを縛り付けるために存在するわけでも上から押し付けられるものでもなく、少しでも多くの人々が気持ちよく生活するために必要なのだと理解してもらえたことと思います。

また、今年は北区議会議員の花見たかし氏がインターンの大学生3人とともに参加して下さり、人数の関係から大学生にもグループリーダーを体験して頂きました。授業がすべて終わった後の意見交換会では、『小学6年生と年代も近い彼らならではの話の引き出し方が見事だった』という意

見もあり我々が勉強させられる点もありました。

今年度は、昨年の4月に新築竣工したばかりの校舎で初めての法教育出前授業でした。普通は冷え冷えとした学校の玄関も入った瞬間から温かいということにまずは驚かされ、広い廊下に明るい教室がとても印象的でした。このような環境で毎日過ごせる子どもたちを少し羨ましくも感じました。

（法教育推進委員会委員 鯨井悟）



タブレット端末を用いた双方向法教育の実施（神谷中3年）

平成31年3月15日（金）、北区立神谷中学校にて法教育に関する出前講座を実施しました。この講座は、同中学校の3年生を対象として例年実施しているもので、今回は「成人年齢の引き下げ」と「消費者問題」の2つのテーマを中心に講義を行いました。

講師は寺島朋弥先生（豊島支部）をお招きし、寸劇・グループワーク・タブレット端末の操作を随所に取り入れ、生徒さんが積極的に参加するという形式で進められていきました。

授業冒頭に、導入として「スマホを持っているか」「よく使うSNSは」というアンケートを取り、タブレット端末で回答を集計するという作業をすることで、授業への参加意識とICTへの理解の向上を図りました。

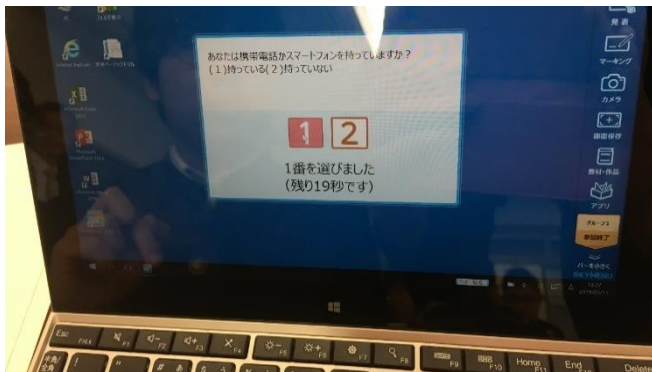
成人年齢引き下げに関しては、今回受講された生

徒さんたちは2022年4月に一斉に成人になることが決定しているため、未成年と成年の法律上の違い、成年になったときに気を付けるべきことを中心に講義が進められました。

また、消費者問題については学生が巻き込まれそうな事例を紹介し、グループで「クーリングオフが可能かどうか」を考えてもらいました。班ごとに意見は分かれましたが、さすがは次の月には高校生になる学生さんたちです。それぞれの班が明確な根拠をもとに、はっきりとした意見を述べていました。

消費者問題やクーリングオフについては、公民や家庭科の授業でも学ぶことですが、今回の講座をきっかけに、受講された生徒の皆さんが、身近な法律についての知識をより深め、高校で活躍されることを願っております。

（法教育推進委員会委員 高橋賢大）



キャリア教育&クイズで楽しく著作権教育（田端小6年）

平成31年3月2日（土）、北区立田端小学校において6年生2クラスを対象に法教育出前授業を実施いたしました。

田端には明治中頃から昭和にかけて、芥川龍之介や室生犀星などの文士・芸術家が多く住み、活躍していました。またこれを紹介する田端文士村記念館が田端小学校の近くにあることから、例年、著作権をテーマにした授業を行っています。

授業の前半ではキャリア教育として、行政書士の職業紹介を行い、「仕事の内容」「どうすればなれるのか」「仕事のやりがい」などについて紙芝居形式で説明しました。

後半は、東京都行政書士会の知的財産・経営会計部部員の大塚大会員が講師を務め、著作権制度広報DVD「おじゃる丸 チョサクケンと3つの約束」（公益社団法人著作権情報センター提供）を視聴した後、グループ学習をして著作権についての理解を深めました。

他者の権利を尊重すると同時に、自分自身が持つ権利についても理解し尊重する。著作権を理解し尊重することは、社会生活全体において重要な精神に通じるのではないかと感じました。

（法教育推進委員会副委員長 吉村信一）



平成31年度（令和元年度）各部・各委員会のご紹介



平成31年度支部定時総会 開催報告

平成31年4月19日（金）18時30分より、北とぴあ902会議室において東京都行政書士会北支部定時総会を開催しました。

まず、支部細則に則り、立候補により前田浩利会員が議長に選ばれ、議長より会員総数140名のうち86名（委任状提出者56名含む）の出席があり本定時総会は適法に成立したので開会する旨の宣言がなされました。

直ちに議事に入り、議事録署名人2名（中村博人、柳沢裕治人両会員）の選任に続き、平成30年度事業報告、平成30年度収支報告、平成30年度監査報告、平成31年度事業計画（案）、平成31年度予算（案）について審議ののち可決承認されました。

続いて任期満了に伴う支部長選出が行われ、立候補により、溝口庸一会員が再任されました。

副支部長選出については、溝口庸一新支部長から雨谷幹彦、山賀良彦、関口勝生、山本恵美子、小島晴美会員を選任したい旨発言があり、これが承認されました。

監事選出については、浦部隆義会員、小山弘子会員の立候補があり、これが承認されました。

東京会総会代議員選出については、島岡清美、浦部隆義、常住豊、徳山義行、溝口庸一、関口勝生、雨谷幹彦、山本恵美子、山賀良彦、中村博人、光永謙太郎、小島晴美、竹田紘己、石原文路の14名が代議員として選任されました。

入管手続きに関する業務研修会を開催しました

平成31年3月6日（水）、北とぴあ第1研修室にて、許可になる疎明資料の作成ポイント「申請事実と入国管理局の事実認定の齟齬により不許可にならないよう、いかなる証拠付けをもってその齟齬を埋められるか」と題して北支部・竹田紘己会員を講師に業務研修会を開催し、他支部会員を含む57名の皆様にご参加いただきました。

冒頭、常任会長のご挨拶で最近の入管改正に伴う行政書士の取り組みのご報告を受け、改正入管法のもと、行政書士としての役割・立場を再認識したうえで講義がはじまりました。

講義は、就労資格を対象を絞り、①依頼者・就労先との面談を怠らない徹底した現場調査、②就労内容の聞き取り、③在留資格と実態のあてはめ、を法的三段論法を交えた内容で進められました。

当たり前の進め方と思いがちな考え方・業務の進め方ではありますが、基本に立ち返って業務を進めていくことの重要性を再認識できた内容でした。

また3つの再申請事例で提出した理由書が配布され、一度、不許可になった理由と実態の齟齬を文書

でどのようにして埋め合わせたのか？を示していただきました。

平成31年4月に改正入管法による新しい在留資格を施行され在留資格申請取次依頼が増えることが見込まれる中、今回の研修ではあらゆる申請取次の共通するベースとなる知識・考え方を習得できる有意義な研修会となりました。

（研修部担当副支部長 木村光義）



平成30年度無料相談会開催レポート

日程	4/3	5/1	6/5	7/3	8/7	9/4	10/2	11/6	12/18	1/16	2/5	3/5
会場	区役所 北-	赤羽北 区民センター	区役所 北-	上十条 区民センター	区役所 北-	豊島 区民センター	赤羽駅前 (街頭)	赤羽会館	区役所 北-	田端 区民センター	区役所 北-	昭和町 区民センター
相談件数	25	7	31	11	10	15	38	17	21	6	15	9

相談会開催数：12回 延べ相談件数：205件

相談員研修会を開催します

令和元年7月5日（金）19時より、北とぴあ902会議室にて平成31年（令和元年）度相談員研修会を開催します。区役所口ビエ等で開催している支部主催の無料相談会に参加する相談員として登録するために受講必須の研修会となっております。年

に一度、自らの相談技法を省みる場としても有意義な研修会ですので、多くの支部会員の皆様にご参加いただきますよう、お願い申し上げます。

（広報部長 吉村信一）



桐ヶ丘やまぶき荘で改正相続法に関する講演を実施しました

平成31年3月24日（日）北区立特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘において、改正相続法についての講演を行いました。やまぶき荘の入居者のご家族様、職員の方約40名の方々にご参加いただきました。

講演では、山賀良彦副支部長より今回の相続法改正に至った背景を主に4点説明しました。今回の改正の背景として、①超高齢社会により配偶者が高齢である場合が多いため配偶者の保護についての必要性、②認知症患者の増加から残された高齢配偶者の保護についての必要性、③核家族などの家に対する意識の変化について、④家族葬などのお墓、葬式に対する意識の変化、新しいお墓の形、お墓を継ぐ人がいない等の無縁化の問題などについて等、超高齢社会の進展に伴って現在起きている諸問題から今回の法改正に至った経緯を説明しました。

続いて、遺言についての概略を、遺言を残す大切さから、遺言の様式、内容の重要性といったことを説明しました。

さらに、遺言がない場合に、相続手続はどうなるかについて解説しました。遺言がない場合には相続人全員で話し合う必要があること、話し合った内容を書面に書いて、相続人全員のサイン、押印が必要になることなど、遺言がない場合は相続人の負担間が大きいことから、その負担を減らすためにも、日頃から相続人間で話し合っておくことの重要性について具体例を交えながら解説しました。

最後に、超高齢社会により亡くなる方、相続手続

をする方がともに高齢者というケースが多くあり、相続人の負担を軽減する意味でも相続について、家族で事前に考えておくことが重要である旨説明しました。また、北支部では区役所等で毎月無料相談会を開催しているの、不安に思う事や困っていることがあれば気軽に利用してほしい旨をお伝えしました。

ご参加いただいた方々の大変興味を持たれているご様子に、相続法の改正についての関心が高いことを改めて感じる講演となりました。今後も引き続きこのような講演などの活動を通じて地域の皆様に遺言、相続等についての理解を深めて頂くとともに、行政書士が相続手続きの専門家であることを知っていただく機会を設けることが大切だと改めて認識しました。

（北支部 岩本康宏）



北区をゆく 第12回 ～紙の博物館～

紙の博物館は、王子の飛鳥山公園内にある紙専門の博物館です。公益財団法人紙の博物館によって運営されています。

昭和25年に北区堀船の王子製紙王子工場跡地に製紙記念館として設立されましたが、平成7年に首都高速中央環状線の建設に伴い、飛鳥山公園内に移転することとなり、新館の建設工事が着工して平成9年に完成しました。

現在は、隣接する北区飛鳥山博物館、渋沢史料館とともに「飛鳥山3つの博物館」として親しまれています。

常設展示では、紙の製造工程、種類や用途、紙の歴史、紙の工芸品、歴史的資料や生活用品などを展示しています。

また紙に関する書籍、約1万5千点を有し、図書室で一般にも公開しています。

年間を通じて企画展を開催すると同時に、紙を素材としたイベントも実施しています。（年間3回程度実施）

毎週土・日曜日に行われる「紙すき教室」は、牛乳パックの再生原料から手すきのハガキを作る催しで、年齢を問わず大変人気があります（要予約、また行事で中止の場合あり）。

日用品、梱包や、芸術の表現、情報の伝達、重要な契約など、紙は私たちのあらゆる場面で欠かせない存在となっていますが、紙の歴史や製造工程について、意外と知らない点が多いかも知れません。

紙の博物館で紙について学び、感謝することも大切です。

開館：10:00～17:00

（入館は16:30まで）

休館日：月 祝日（振替休日の場合は開館）、祝日・振替休日直後の平日、年末年始

（広報部 高坂友也）



ようこそ北支部へ!!

平成31年1月から令和元年5月までに北支部に入会された新入・転入会員の皆さんをご紹介します。

氏名	入会年月日	事務所名称	事務所所在地	電話番号
関根 正裕	H31.1.15	行政書士常住豊事務所	赤羽西1-5-1-606 ア°レ・赤羽ア°ド I	03-3905-6981
野口 大介	H31.2.15	野口大介行政書士事務所	西ヶ原3-49-2	03-5980-7442
吉田 憲太郎	H31.1.17 (豊島支部より転入)	竹田紘己行政書士事務所	浮間2-17-17 カビル3階	03-5948-5428



関根 正裕

色々なことにチャレンジしていきたいと思
います。
よろしくお願いいいたします。



オトコ 立川悦史の“行政書士”飯～骨せん～



今回は、料理というよりも、食スタイルの提案
(大袈裟!)として、この調理法と食べ方を紹介
したいと思います。お子さまからお年寄りまで簡
単に(しかもほぼタダで!)カルシウムを摂れる
お薦めの食べ方。ヘルシーな酒のつまみとして
も是非知っておいてください。

用意するのはアジ、イワシ、サンマなどのあら
というか三枚おろしにした残り。最近、魚を自分
で捌かなくてもスーパーなどで買った魚を捌いて
くれるサービスがありますが、青魚の骨や頭は持
って帰らないと勿体ないですよ!

- 青魚のアラ(頭・骨・尾ひれなど)
- 塩少々
- お好みのスパイス(胡椒・ドライバジル・山
椒・一味・七味など何でもOK!)
- お好みの油少々

①青魚のあらは水で洗いながらエラと血合いを
取り除き、キッチンペーパーで水気を切っておき
ます。次に小さなボールに下処理したあらを入れ
お好きなスパイスとお好みの油(香りづけにほん
の少々)、塩少々を加え軽く混ぜ合わせます。

②電子レンジに入る皿にクッキングシート(耐
熱250℃20分のもの)を皿の形に切って乗せ
①のあらをなるべく重ならないように並べ、その
上にもう一枚同じ形に切ったクッキングシートを
乗せます(これが無くてもできますが、無いと油
が跳ねてレンジ内が汚れます)。

③作り方は簡単!お皿の大きさと量にも依りま
すが、600Wでまず一度2分半～3分電子レン

ジをかけ、レンジ内の湿気を一旦逃がす感じに開
けて確認し、もう一度2分半ほど追加レンジ。
2分程経過した時点で中の揚げ色を確認し、きつ
ね色になっていたらOK。

頭だけは他の部分と比べ少し揚げづらいので
食べてサクサクとしない場合、別に1分ほどレン
ジを追加して完成です。

魚って結構、脂があるんで(これが盛んに頭に
良い・良くなるとされている不飽和脂肪酸という
油脂です)レンジでチンすると自分の脂で勝手に
揚がっていくのが不思議。

なので香りづけの油はほんの少力でOKです。
おススメはドライバジルとオリーブオイルやごま
油と山椒や七味など。書いていてふと思ったので
すが、魚が苦手な方には少し香りの強いガラムマ
サラを混ぜ、カレー風味にしたら食べてもらえそ
うですね。





東京都行政書士会北支部

無料相談会

■ 北区の行政書士会主催だから安心!!

相談員は全て地元北区で働く行政書士です
行政書士会所定の研修を受けた専門相談員が
分かりやすく丁寧にお答えします



■ さまざまなお相談にご対応いたします!!

[よくあるご相談事例]

- 相続に関する事
- 遺言に関する事
- 成年後見に関する事
- 離婚・家族問題
- 借地・借家など不動産に関する事
- 外国人のビザや帰化に関する事
- 近隣トラブル
- 会社設立や営業許可申請など事業に関する事
- 売買・賃貸借など契約に関する事

その他上記以外のことでもご相談可能です

区役所無料相談会

北区役所で定期的に行っている無料相談会です

日時 偶数月(10月除く)の第一火曜日
13:00~16:00

場所 北区役所第1庁舎1階ロビー
(王子本町1-15-22)

サテライト相談会

奇数月に区内各地で実施する特別相談会です

日時 奇数月の第一火曜日
13:00~16:00

場所 北区内のふれあい館等

※詳細は支部ホームページ、フェイスブックページのほか、北区ニュース等でお知らせいたします。

- ご相談時間の目安はお一人様30分です。
- 相談会の日時は予告なく変更になる場合があります。
- ご予約なしでもご相談可能ですので、お気軽にご来場ください。
- 継続相談(2回目以降のご相談)または業務依頼をご希望の場合は有料となります。
- 継続相談、業務依頼をご希望の場合、相談センターにご連絡いただけますと、適任の行政書士をご紹介します。

ご予約・お問合せはこちらまで

東京都行政書士会北支部 相談センター

(電話受付時間:平日 9時~17時)

☎ 03-5963-7437



info@kitashibu.tokyo

HP: <http://kitashibu.tokyo/>  [facebook.com/kitashibu.tokyo/](https://www.facebook.com/kitashibu.tokyo/)

